

伊賀市子ども計画の概要

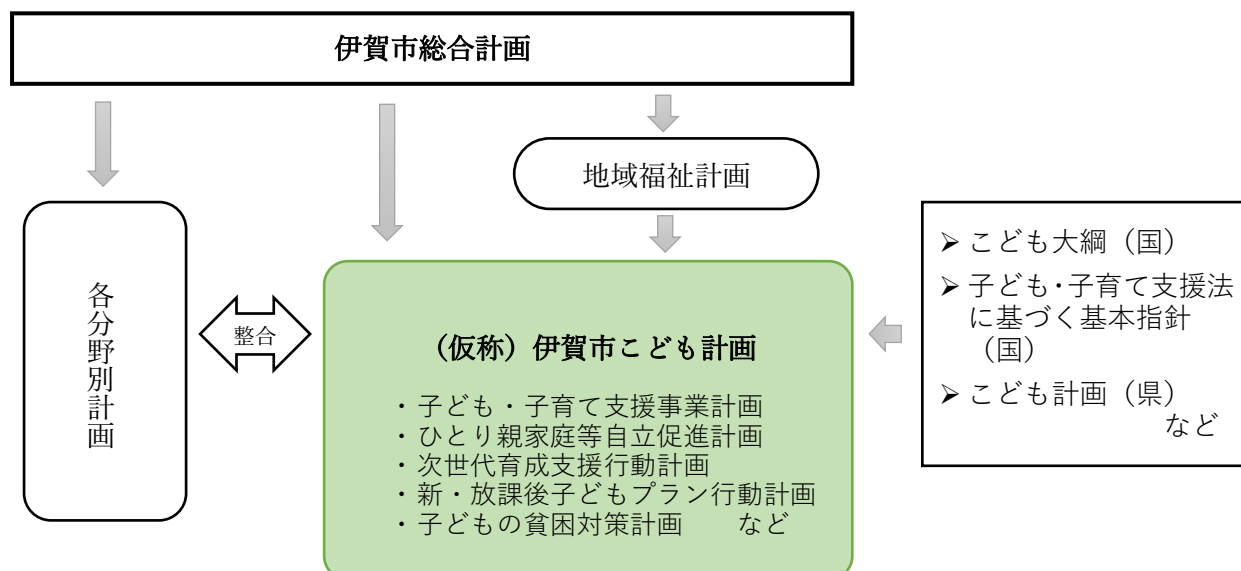
1. 計画策定の趣旨

2022(令和4)年「こども基本法」が制定、2023(令和5)年4月から施行され、それと同時に「こども家庭庁」が発足しました。これらの背景には、増え続ける児童虐待や未成年者の自殺の増加などの社会問題があり、また、こどもの貧困が注目されるなど、こどもの人権を守ることへの社会的な要請が高まってきたことが挙げられます。さらには、「こども基本法」が対象とする「こども」とは「心身の発達の過程にある者」とされており、成人年齢である18歳や20歳で必要な支援が途切れることがないよう、こども・若者育成といった視点が必要とされています。

こうした流れのなか伊賀市では、こども・子育て支援のために必要な施策に取り組み、安心してこどもを産み育てられる地域づくりを進めてきました。2015(平成27)年度には第1期にあたる「伊賀市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、2020(令和2)年度には「第2期伊賀市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、本市の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、さまざまな施策を推進してきました。計画の基本理念を「すべての子どもが健やかに、誇りをもって成長できるまち伊賀市」としており、こどもの人権にも着目したその理念は、「こども基本法」にも通ずるものとなっています。

今後も、こども・若者の意見を聴き、すべてのこども・若者の育ちが保障され、こどものいるすべての家庭が安心して子育てできるよう、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みと、さらなるこども・子育て支援の取り組みを推進するため、「こども基本法」の理念を鑑み、新たに「第3期伊賀市子ども・子育て支援事業計画」を包含する「伊賀市子ども計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ



3. 計画の期間

本計画は、2025(令和 7)年度から 2029(令和 11)年度までの5か年を計画期間とします。なお、こども・若者施策やこども・子育て支援事業の進捗状況を踏まえ、計画期間の中間時点である 2027(令和 9)年度に計画の点検を行い、必要な対策を講ずることとします。



4. 計画の理念

こども・若者の人権が尊重され、すべてのこども・若者の育ちが保障される地域社会、また、すべてのこども・若者が安心して大人になることができ、いつまでも学び続けることができるまちをめざし、次の基本理念を掲げます。

「みんなが主役!!

“明るく・楽しく成長し、笑顔そして自信にみちあふれる”伊賀市”

5. 基本方針

本計画では、基本理念である「みんなが主役!! 明るく、楽しく成長し、そして自信にみちあふれる伊賀市」を実現するため、「こども基本法」や「こども大綱」の考え方を踏まえて、次の5つの基本方針を定めます。

- I こどもの人権、権利の尊重
- II こどもの参加機会の確保
- III ライフステージを通じた切れ目ない支援の確保
- IV 誰一人取り残さない社会の形成
- V 未来に希望が持てる社会の形成

6. 基本目標

基本理念の実現に向けて、基本方針のもとで進める取り組みの目標として次の5つを基本目標として定めます。

- 1 はじめの 50 か月未来への第一歩! ～妊娠、出産、乳児期～
- 2 こどもの成長を応援! ～幼児期から学童期、思春期～
- 3 自己実現への挑戦! ～青年期～
- 4 様々な状況にあるこどもへの支援
- 5 子育て世帯をとりまく環境の整備

7. 施策の体系

